

## 春鳥會々友規定

一 本會は水彩畫の發達及び普及を目的とす  
一 本會の趣旨を贊するものは何人と雖も入會  
する事を得  
一 正會友は自己製作品の批評を受くるを得  
べし  
批評は隔月一人三枚迄一、三、五、七、九、十  
一、の年六回○作品には其裏面若くは別紙  
に寫生の月日、時間、其日の晴曇其他必要の  
説明及己自の姓名を明記すべし、是等の記  
入なきものは批評せず○作品は板紙に挿み  
て送るべしるは桑田式を便利とす、  
卷きて送るものは其儘返送すべし○其月  
五日迄に送らるれば三十日迄に返送すべし  
○作品と同時に相當返送料を送らるべし、  
但一時に數回分納附するも妨なし  
一 會友の作品は鑑別の上本會展覽會に出品す  
ることを許す  
一 會友には本會の出版物を實費にて頒つべく  
其他本會と直接關係ある出版物の類は割引  
價格を以て頒つべし

一 會友にして本會研究所又は講習會等へ加入  
する時は特別の待遇を與ふべし  
一 會友には一年數回本會特約彩料舗の物品代  
價割引券を贈るべし  
一 會友の望により一枚につき金五圓以上の擔  
畫を貰與すべし  
一 保金を納むる時は本會幹部諸員の肉筆水彩  
畫を貰與すべし  
貸與期限は二週間○圖柄及筆者を指定する  
事を得ず○遞送其他の實費として一回につ  
き金五十錢を前納すべし○擔保金は繪畫歸  
着後二週間以内に返戻すべし○貸與せし繪  
畫に損傷紛失等ありし時は擔保金を沒收し  
請求は毎月二十日より三十日迄とす

一 會友たらんとする者は入會證書、履歴書に  
記名料金壹圓を添えて申込むべし  
一 入會證の用紙は半紙に限る、文面は適宜な  
れども必ず捺印を要す○履歴書には住所身  
分職業姓名年齢及學歴等を明記すべし  
一 會友は當分會費を要せず

明治四十五年四月

以上

春鳥會

(後付の三)